

購入物品仕様書

1 品名 水道用次亜塩素酸ナトリウム

2 規格及び品質

(1) 規格

JWWA K 120:2008-2 (水道用次亜塩素酸ナトリウム) の品質における製品 I の特級適合品または同等以上のものとする。

(2) 品質

浄水または浄水処理過程において、最大注入率で使用したときの浄水中の濃度が「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号)別表第 1 の基準に適合するものとする(最大注入率は 100 mg/L とする)。また、表 1 の左欄に掲げる項目については、同表右欄に掲げる基準に適合するものとする。

表 1

有効塩素	12.0%以上
塩化ナトリウム (NaCl)	2.0%以下

3 品質証明

受注者は最初の納入までに、日本水道協会認証登録品の場合は納入物品の製造工場での品質登録証の写し及び品質試験成績書(自社検査のもの)を、認証登録品でない場合は品質試験成績書(計量証明事業所の発行するもの)を提出し、当所の承諾を得なければならない。製造工場を変更する場合も同様とする。

4 納入時の提出書類

受注者は納入の都度、製品の品質試験成績表(自社試験結果)及び計量証明事業所の発行する計量証明書を当所に提出するものとする。

なお、品質試験成績表の薬品が、納入品であることが確認できるようにすること。

5 品質検査

納入毎の品質検査は、品質試験成績表及び当該サンプルによる外観等の確認により行う。

なお、契約期間中、当所において適時納入薬品を採取し品質検査を行うことがある。

6 数量検査

納入数量は、計量証明書によるものとする。

なお、数量の確認は、納入容量と比重から重量を換算して行う。

7 納入

(1) 場所 最上郡金山町大字上台字荒屋山 1241-3 山形県企業局最上電気水道事務所

(2) 指定した日時に指定した数量をタンクローリー車により納入すること。

8 購入予定数量 55,000 キログラム